

日本地理教育学会会則

昭和 25 年 11 月 26 日制定
昭和 41 年 1 月 30 日改定
昭和 51 年 3 月 20 日改定
平成 3 年 8 月 18 日改定
平成 9 年 7 月 31 日改定
平成 25 年 8 月 24 日改定

- 第 1 条 本会は日本地理教育学会と称する。
- 第 2 条 本会は地理学とその応用特に地理教育の発達普及を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 研究発表会，協議会，講演会の開催
 2. 見学，研究旅行，協同調査の実施
 3. 地理学およびその応用技術に関する研究調査の連絡と奨励，助成
 4. 地理教育の改善，発達に関する重要事項の企画とその実施
 5. 機関誌その他の刊行物の発行
 6. 内外の学術，教育，文化諸団体，その他諸機関との連絡
 7. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第 4 条 会員は本会の趣旨に賛成し規定の入会申込みの手続きを経て常任委員会の承認を得たものとする。
会員は規定に従って会費を納入しなければならない。既納の会費は会員に返却しない。会員は会の事業の恩恵を優先的に受けるとともに，会の役員に関する選挙権，被選挙権を有する。
会員は会費の滞納ならびにその他，本会の名誉を損うような行為をとったときは除名されることがある。
- 第 5 条 本会の事業に必要な経費は会費，寄付金，補助金その他の収入をもってこれに当てる。
- 第 6 条 本会は次の役員をおく。会長，副会長，常任委員長，常任委員，評議員，監査
- 第 7 条 会長は本会を代表し，会務を総括する。
副会長は会長を補佐し，会長不在の時はその職務を代行する。
評議員および常任委員はそれぞれ評議員会および常任委員会を構成する。
監査は会計および会務の運営を監査する。
- 第 8 条 役員は任期は 3 年とし，会長および監査を除き重任を妨げない。
会長，評議員および監査は会員の選挙で選出する。その選挙は別に定める選挙規定による。
- 第 9 条 会長は 1 名，副会長は 2 名，評議員は 40 名，監査は 2 名を定員とする。
副会長のうち，1 名は常任委員長が兼ね，他の 1 名は会長が評議員より指名し，常任委員会の承認を経て選出する。
常任委員のうち 6 名は評議員の互選により，5 名は評議員のうちから会長の指名により選出する。
- 第 10 条 本会は会務の遂行のため次の組織をおく。
評議員会 重要な会務を審議する。
常任委員会 評議員会のもとに会務を執行する。
専門委員会 常任委員会のもとに庶務委員会，会計委員会，編集委員会，集会委員会，企画委員会をおき，それぞれ常任委員および専門委員若干名で構成する。各委員会はそれぞれ，庶務，会計，編集，集会，企画にかかわる会務を執行する。専門委員は常任委員会が選定し，会長が委嘱する。常任委員会は必要に応じ，臨時の委員会をおくことができる。
- 第 11 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長がこれを委嘱し，会長の諮問に応ずる。
- 第 12 条 本会はその会務を審議するために総会を開く。
総会は，通常総会と臨時総会の 2 種とし，会長がこれを召集する。
通常総会は毎年 1 回開き，前年度の会務および会計報告の承認，当年度の事業計画および予算の審議，会則の改正その他の審議を行う。
臨時総会は緊急の事項について審議する。
総会における審議決定は出席会員の多数決による。

付 則

- 第 1 条 本会は事務所を東京学芸大学地理学研究室におく。
- 第 2 条 本会は地方に支部を設けることができる。
- 第 3 条 本会の年度は 4 月 1 日にはじまり，翌年 3 月 31 日に終わる。